

第二章 小村條約改正の本邦産業及貿易に及ぼしたる影響

一三八

全 製 品	四一、九〇四	八〇、八三三	一一一、三一八	一八四、九一四
輸 入 總 額	二七七、五〇一	三一七、一三六	四三六、一五七	七一九、四三一
食 料 品	九七、〇四六	一〇三、五四〇	六八、二八一	一一〇、五八一
(輸入總額に對する割合)	(二五・八八%)	(二七・九二%)	(三一・〇八%)	(二九・二二%)
原 料 品	五七、三八四	九七、九一四	一五三、四一八	二五三、五四一
原 料 用 製 品	一〇〇、六八%	(三一・六五%)	(一五・六五%)	(一六・五三%)
全 製 品	七七、八六〇	一三・五八%	一九・二六%	二七・四〇%
(二八・〇五%)	(二一・四八%)	(二九・一四%)	(一七・〇〇%)	(一七・〇〇%)
八 小村條約改正後は無税品の輸入が激増したる爲め、總輸入平均税率は却て輕減せられた。				
小村關稅改正に於ては内國産業保護の爲め本邦に生産なき原料品の輸入は無税となし、内地に生産あるも不充分なるものは五分の低税を課し、又原料用製造品及一般製造品に對しても其の性質により從價一割乃至六割を課するも一般製造品には從價二割を課するを以て原則とした。依て一般製造工業の發達と共に小村關稅改正後無税品の輸入額は甚しく増加し、明治四十一年に於て輸入總額中三五・三%を示したるもののが、大正二年には四九・四%に増加した。之が爲め主原因となり總輸入額に對する平均税率は政府の豫想に反し陸奥條約時代よりも却て來無税なりし米及穀の關稅を引上げ、其の他食料品、嗜好品等に對し國定税率の引上げを行ひたる結果である。				

小村條約改正前後陸奥協定税品輸入額比較表

(單位千圓)				
總 輸 入 額	明治三十一年 二七七、五〇一	明治三十六年 三一七、一三六	明治四十一 一六五、五三三	大 正 二 年
有 稅 品			一六八、五四二	一六八、五四二
總額に對する割合	(五九・六五%)	(五三・一四%)	(六四・五〇%)	(五〇・四八%)
無 稅 品	一一一、九八〇	一四八、〇八五	一五三、九〇四	三六〇、三八六
同	(四〇・三五%)	(四六・六六%)	(三五・二八%)	(四九・四一%)
輸 入 税 收 入 額	六、二八一	一六、三七一	七三、五八〇	
總輸入額に對する平 均税率	(一・一六%)	(五・一六%)	(一〇・一一%)	(一〇・〇九%)
有税品輸入額に對す る平均税率	(三・七九%)	(九・七一%)	(一五・九三%)	(一九・九八%)

第二節 本邦重要産業に及ぼしたる影響

第一款 製 糖 業

製糖は日本に於て最大の保護を受けた産業である。臺灣領有以後小村條約改正以前に於ては、臺灣總督府により、

又小村條約後は甚しき關稅の引上げによつて臺灣の製糖業は本邦内外全地域に亘り自給自足の域に達したのである。日本の糖業政策により關稅保護は「カルテル」を形成し、又關稅保護の結果は外國へ「ダンピング」をするに至ると云ふ經濟政策上の理論に對し最も好例を示した。本邦製糖業者の「カルテル」なる大日本糖業聯合会は、本邦に於て略々砂糖の自給に成功せる後は高率なる關稅障壁の下に日本に於て砂糖の値段を引上げ、支那其の他の方面に於て低い値段で製品を賣つた。小村關稅改正に於て從價五割又は六割基準に引上げたる砂糖の從量稅は其の後糖價騰貴の結果大正九年には從價一割五分（十一號未滿輸入平均價格每百斤一七圓一八）、大正十五年には從價三割二分（同上每百斤九圓八五）に相當することとなつたが、糖價暴落の昭和七年には粗糖に對し從價八割六分（同上三圓九四）、精糖に對し從價八割に相當することとなつた。蓋し小村關稅改正に於て砂糖に對し高度の保護を爲したる理由は生産費の低廉なる輸入、爪哇糖との競争により臺灣糖を防護するに在つた。當時臺灣總督府當局は種苗の改良により數年を俟たず右保護關稅を撤廃し得と言明せしも、右言明は全然空文に終つた。

之より先陸奥條約に於ては和蘭標本十五號未滿の原料糖に對しては協定稅率の設なく、十五號を超ゆる精糖に對してのみ英國との間に從價一割基準の協定稅率があり、二十號未滿每百斤○圓七四八、二十二號未滿○圓八二七を課した。蓋し英國としては製品たる精糖にのみ協定をなした理由は香港に於ける精製糖を保護するが爲めであつたが、日本としては粗糖の稅率の引上げをすれば粗糖の代りに製品たる精糖が輸入せらるゝことになるから、事實英國との協定の爲め粗糖關稅も引上ぐることが出來なかつたのである。依て明治三十二年一月實施の國定稅率に於ては粗糖に對し從價五分、精糖に對し從價二割を定め、明治三十七年の非常特別關稅法には粗精糖共從價三割を課し、更に明治三十九年の關稅改正には粗糖從價四割、精糖從價五割に引上げたが、精糖に對しては上記一割の協定があり、國定稅率を適用するを得ざるが爲め粗糖に對しても明治三十七年以來再製糖用の原料に對しては從價五分を残し從價二割五分を下付することを敢てしたのである。右臺灣總督府が糖業者に與へたる獎勵金は明治三十五年以降昭和二年に至る迄の間に於て千二百七十五萬圓に及び、其の他間接に補助の爲め支出せる金額約千二百萬圓の多きに上りたりと云ふ。

斯く小村條約改正に際し政府は砂糖に對し從價五割、精糖に對して從價六割基準の固定稅率を定め、關稅保護の方針を探り且如何なる場合にも關稅協定を許さない方針を建てた。蓋し小村關稅改正に於て和蘭標本十一號未滿のものに對し從價五割に相當する從量稅として每百斤二圓五〇を課した理由は當時臺灣に於ける粗糖の生産費每百斤七圓三〇なるに對し爪哇糖の生産費四圓八〇なりしに付、其の差額を補償せんとするに在つた。之れに準じ第一號以上の二十二號未滿のものに對しては關稅を四段階に分ち十五號未滿及十八號未滿のものは從價五割、二十一號未滿及二十二號未滿のものは從價六割基準により每百斤三圓一〇乃至四圓六五を課することとした。斯くて臺灣製糖は獎勵金を附與されずとも充分爪哇產等と競争するの餘地が出來た譯である。爾後臺灣に於ける内地向砂糖の消費稅は大藏省の財政收入に繰入れることがなつた。蓋し小村條約改正前の様に之を臺灣總督府の收入に繰入れると、臺灣製糖業が發達すれば發達する程内地に於ては輸入外糖による消費稅を失ふこととなつた。

上記の如く臺灣糖業は政府の特別保護の御蔭で小村條約改正後逐年其の生産額を増加し、昭和四年以後は略々自足

自給迄の生産を見るに至つた。次に本邦に於ける砂糖生産高表を示さん。

砂糖生産高表

(単位千擔)

	臺灣	内地及南洋	全國
明治四年	四、五〇五	一、一四三	一、一四三
大正一年	五、八七八	一、三五三	七、二三一
昭和四年	一三、一五五	一六〇四三	一五、一九八
昭和七年	一六、四八四	一七九五	一九、二七九
" " 一〇年	一六〇九八	三、四六五	一九、五六三
" 一四年	二三、六四四	四、三〇七	二七、九五一

上記表により昭和八年以後臺灣糖の生産額の増加が比較的少なくなつたのは、日本糖業聯合會に於て砂糖値段の暴騰を防ぐ爲め生産に制限を加へたに拘らず、右聯合會に加入せざる北海道に於ける甜菜糖、南洋委任統治地域に於ける甘蔗糖の生産が増加したからである。

更に本邦に於ける砂糖の生産、輸入、輸出額及差引需要量を其の單價と共に示せば次の如くである。

本邦に於ける砂糖の生産、輸入、輸出額及差引需要量

(単位千擔)

	日本全國 生産量	外國より の輸入量	外國への 輸出量	需 要 量	相 場 東京精糖現物 毎百斤円
明治四年	四、四九七	二、〇一一	七四一	五、七六七	一八・〇三
大正元年	三、九八二	二、三三一	一、一七五	五、一三八	二〇・六八
昭和四年	四、八九三	三、三六四	七、〇二一	四六・五九	
昭和六年	一五、一九八	四、三四三	三、七七〇	一五、七七一	二三・一九
" " 七年	一五、五八三	三、五〇五	三、二三六	一五、八五二	一七・九六
" " 一〇年	一九、二七九	七一	二、五九八	一六、九九二	一九・六三
" 一四年	二一、五六三	二、六六五	四、〇三八	一八、一九〇	二〇・六八
	二一三、六四四	一四	四、六六〇	一八、九九八	三四・三三

上記の通り昭和四年以降本邦に於ては最早自給自足の出來る程度生産され出したのであるが、其の後も砂糖の輸入減少せざるは依然爪哇から粗糖が輸入され之れを精製して支那、滿洲に輸出されるものが多いためである。本邦に於て消費用の輸入粗糖に高關稅を課するのであるが、精製の上再輸出する場合には全部の戻稅を附與されるから、依然低廉なる外糖の輸入があるのである。然るに臺灣糖の生産に餘剰が生じ、之が爲め内地に於ける糖價の下落が甚しきに至るときは糖業聯合會は所謂餘剩糖義務輸出と稱して強制的に所屬各會社に義務輸出量を割當てるのである。此の義務輸出に付ては聯合會より一擔に付幾何かの補助金を下附し、右資金は國內に於ける賣上高に對する割賦金積立より支出するのである。之は米獨等に於て行はるゝ一般外國の「カルテル」が行ふところと同一轍である。明治四十三年小村關稅實施前の統計に於て輸出量が輸入量に比し非常に少ないのは、斯かる義務輸出が行はれなかつた爲めである。又輸入量が輸出量より多いだけ政府に於ては外國糖の輸入により關稅收入を得てゐたのであるが、昭和七年以降外國糖の輸入は輸出量よりも少なくなつたことは政府は本邦糖業發達の爲め砂糖による關稅收入を全然得ざることとなつたことを明白にするものである。即ち本邦に於て砂糖に對し高關稅を賦課することは全く本邦糖業を保護することのもので、財政の收入の爲めではないこととなつた。

小村關稅改正後糖價の騰貴により砂糖の從量關稅は既述の如く大正九年には僅に從價一割五分、大正十五年には從

價三割二分見當に過ぎざることとなりたるも當業者に對し夫以上の保護を與うるの必要なき爲め其の儘置かれた。昭和二年には當業者より關稅引上げの要望に答ふる爲め十一號未滿の原料糖に對しては毎百斤二圓五〇を据置き、第十二號以上に對しては粗糖精糖を通じ一率毎百斤三圓九五となした。昭和五年には再び和蘭標本十二號以上のものの關稅に二階段を設け、毎百斤三圓九五及五圓三〇となし、次いで昭和七年の法律第四十七號による關稅附加稅三割五分は第十一號未滿のもののみに課し、之を毎百斤三圓三七に引上げたが、昭和十二年八月十日の法律第五十五號では右原料糖に對する附加稅を免除することにした。

上述の如く本邦に於ては砂糖に對し高度の保護關稅を課したる結果自給自足の程度に發達したが其の代りに一般國民は夫れ丈け常に高價なる砂糖を消費し、又政府は多額の關稅收入を失ふこととなつた。尤も本邦に於ける砂糖の相場は糖業聯合會の作爲によつて略々安定を得、倫敦等の自由市場に於けるが如き亂高下を防止するを得た。即ち英國に於ける相場は毎百斤建に換算し、小村條約改正前の明治四十三年八圓四九なりしに對し、日本は一八圓〇三なりしが、小村條約改正後の大正元年には英國一二圓五九に對し、日本二〇圓六八となり、大正九年には英國三七圓三四に對し、日本四六圓五九、昭和七年（圓再禁後）に於ては英國二二圓二〇に對し、日本二一圓〇〇となつた。又本邦に於ける砂糖の市價と一般物價との關係を見るに左表の示すが如く消費稅を含めた砂糖市價は一般物價指數よりも高くなつてゐるが、砂糖の市價より消費稅を除外せる額は昭和四年以後却て一般物價指數よりも低率である。蓋し砂糖の生産が略々自給自足の程度に達する以前に於ける砂糖の物價指數は一般貨物殊に米麥等の夫れに比し甚だ高かつたが、自給し得る程度に發達せる以後に於ては高率なる消費稅賦課の影響を受け一般消費量が減少せんとするの虞れありたるに付糖業聯合會は消費稅の増徵による糖價の引上げを防止せんとするの態度に出でた結果である。現に砂糖に對する内國消費稅は糖業聯合會の運動もあり明治三十九年に於ける毎百斤一〇圓〇〇（和蘭標本二十二號未滿の

もの）を最高とし、明治四十年には九圓〇〇に、昭和二年には七圓三五に、昭和七年には六圓七五に漸次引下げられた。然るに政府の財政收入より言へば消費稅の代りに關稅を引下ぐれば同様の目的を達し得べきものであつた。尙昭和十二年に至り右内國消費稅は再び毎百斤八圓〇〇に引上げられた。

（明治三十三年を基準、100.0とす）

	一般物價指數	
	（消費稅を含めたもの）	（消費稅を除外せるもの）
明治四二年	一一八・八	一一七・〇
大正元年	一三三・一	一五一・〇
昭和九年	三四三・二	五六七・〇
昭和四年	二一九・八	二九五・〇
昭和九年	一七六・九	一七三・〇
一二年	一八五・五	一七二・三
一四年	二七七・五	一六〇・三
	三三〇・四	一九五・九

第二款 綿絲布業

綿絲布業は日本に於て比較的僅少なる政府の保護獎勵により最も成功した工業である。本工業は既に陸奥條約時代から發達の緒についてゐたから明治二十七年五月以降綿絲の輸出稅を免除し、又明治二十九年四月一日以後其の原料たる棉花の輸入稅を無稅とし、更に印棉積取りの爲め孟買航路に對し特別保護を加へた。陸奥條約時代には英國との間に綿絲及綿織物に對しては夫々八分及び一割の協定稅率を設定せられ内地產に對し充分なる保護は出來なかつた

が、先づ太番手綿絲が發達し、次いで厚地の生金巾、浴布等の綿織物が發達し、支那、朝鮮方面に輸出せらるゝに至つた。

小村關稅改正に於ては綿絲に對し日本で生産されない非常に細いもの（八十番手以上）に付ては從價七分五厘基準として、其の他（當時日本で最も多く生産されたのは二十番手である）に付ては從價一割稅を適用した。即ち一般綿絲に付ては從價二分だけ引上げたわけである。尤も綿絲の關稅を從量稅で比較して見ると、陸奥條約に於て一率毎百斤四圓八十錢のものが、小村關稅に於ては五圓八十錢乃至十一圓三十錢に引上げられ、又加工せるものは毎百斤六圓八十錢乃至三十圓に引上げられた。綿縫絲（カタン絲）は陸奥條約には協定がなかつたため、既に相當に發達してゐた。依て小村關稅に於ては國定從價三割基準を据置くこととした。斯くて爾後綿織絲は多大の發達を遂げ歐洲大戰後には前記低關稅の下に置かれた八十番手以上の細綿絲でも充分生産されるやうになつた。依て大正十五年の關稅改正には其の後に於ける價格騰貴に拘らず瓦斯燒のもの及綿縫絲以外は從量稅を据置いたが昭和五年濱口内閣になると綿絲の關稅を毎百斤三圓七十五錢乃至七圓三十五錢に引下げた。更に進んで之を無稅とし支那より安綿絲を輸入して日本のメリヤス工業を保護すべしといふ議論さへも起つた。當時日本では歐洲大戰後で勞銀は非常に高くなり、太絲の紡績は餘り有利でなくなつた。殊に同五年十二月支那は關稅自主權の承認を受け改正輸入稅率表を公布したので、日本の有力紡績業者は工場の一部を支那に移した。斯くて支那に移轉された日本紡績會社製造の太絲綿絲を原料として日本へ輸入せんが爲め綿絲關稅撤廢の必要が叫ばれるに至つたのである。又支那に於ける日本人紡績業の發達のために、支那に對する日本よりの綿絲布の輸出は漸次甚しく減少することとなつた。尤も日本の資本技術に依つて經營される在支會社の綿絲布が殆ど支那の市場を獨占するに至つた。斯く支那に於て日本人の紡績業が大いに發達して來ると勢ひ内地紡績との間に利害の衝突が生ぜざるを得ない。此の利害の衝突を免れる爲め上記の如く鐘紡或ひは東洋紡

等の大會社はその分工場を上海、青島、天津等に設置し在本邦工場との間に製品の生産分野に付き調節することになつた。

小村條約改正に於ては綿布關稅の基準を從價一割基準より二割基準に引上げ、後英國との協定により三分の一乃至四分の一方輕減したが、稅率細分の結果少なくも三、四倍の引上げとなり、其の發達を助長した。

之を要するに綿絲布紡績業者は砂糖業に於ける如く莫大なる國家の保護は受けなかつたが、直接間接に相當の保護を受け發達して來たものである。尤も日本の氣候が濕潤であること及び日本人が一般に手先の仕事に器用なることが之等纖維工業の發達を容易ならしめた所以もある。而して日本に於ける綿絲布紡績業に付ても之を統轄する所の紡績聯合會なるものが設立され、之亦一種の「カルテル」の如き働きをなし、輸出の獎勵、内地生産の調節に付當業者間の鞏固なる統制を圖ることとなつた。日本に於ける綿織物中下級品は陸奥條約下に發達し、中級品は小村關稅改正後に、高級品は歐洲大戰後に發達した。斯くて日本の綿絲布業は何等關稅の保護を必要とせず通商政策の理論から言へば最早保護關稅は撤廢しても良い域に達したが、當業者は依然外國產品の「グランピング」等に備へる爲めと稱し關稅撤廢を不可とした。政府は上記通り昭和五年關稅改正には綿絲の關稅率を幾分輕減せるも、昭和七年には通貨の下落を理由として三割五分の從量稅附加を行ひ關稅率を殆ど小村關稅改正當時に回復せしめた。

綿絲布の輸入國であつた日本が如何にして輸出國に轉じたかその過程を統計に依つて示す。

綿絲布の輸入國より輸出國に轉じた過程表

一 綿 織 絲
輸 出 輸 入

（單位千圓）

第三款 毛織物業

陸奥條約に於ては各種毛織物に對して從價一割基準の協定が定められ、同時に明治三十二年一月一日より實施の開
佛、獨等から「トップ」を輸入して「モスリン」又は下等の「セル」地を織つた程度である。小村關稅改正に於ては
斯かる幼稚なる毛織物業に保護を加へる目的を以て、毛織物の關稅は特に從價一割五分基準に引上げる方針をとつ
た。併し條約交渉中英に對しては主とし羅紗及「セルヂス」、獨に對しては「アルパカ」類、佛に對しては「モスリ
ン」、即ち英佛獨各國の特產品に對して約五分の一乃至四分の一の關稅輕減をなした。毛織絲は陸奥條約に於ては從
價八分であつたものを小村條約改正に於ては一割に引上げ、是迄每百斤八圓又は九圓十六錢九厘のものが、梳毛のも
の十三圓二十錢及十七圓五十錢、紡毛のもの十三圓に引上げられた。然るに前者に付ては獨佛との協定により一率十
三圓五十錢を輕減せられた。斯く毛織絲關稅が毛織物との比較上安い爲に小村條約改正以後名古屋地方を中心とする
小機業者は毛織絲を佛國、獨逸等から輸入し、之れを原料として盛んに内地用「セル」地を織り出した。然るに昭和
六年未圓再禁になると彼等は更に一步を進め羅紗を織つて海外に輸出し始めた。之より先大正十四年三月日英協定
税率廢止後大正十五年三月改正關稅實施せられ、之れ迄無稅であつた「トップ」に對し每百斤二十七圓十錢（從價五
〇錢に引上げ、毛織物に付ては既に充分發達した「モスリン」は据置き、羅紗及「セルヂス」は小村條約改正による
國定稅率五十圓乃至七十圓（從價二割五分）、協定四十圓乃至五十七圓五十錢より六十四圓七十錢乃至九十七圓五十錢

に引上げた。爾後本邦は原毛を濱洲、南阿、「アルゼンチン」等より輸入するのみで、「トツプ」や毛織絲は國內で全部製造し得るやうになり毛織物も大に發達した。尤も「モスリン」製造は一時内地に於て非常な發達を爲し、佛國よりの輸入品を驅逐したが、最後には人絹織物の爲めに壓倒され次第に生産が減少した。

即ち左表に示す通り、陸奥條約時代本邦は「トツプ」と毛織絲を輸入し之を原料とし内地にて「モスリン」及「セル」地を生産し羅紗及「セルヂス」は専ら外國より輸入してゐた。小村條約改正後は羅紗及「セルヂス」を漸次自給自足し得るやうになり、毛織絲の輸入は全部驅逐し之に代つて巨額の原毛を輸入することになつた。斯くして終に本邦は亞細亞諸國に對し毛絲及毛織物の兩者を合して約六千萬圓の輸出額を見るに至り、綿織物類と相並んで重要輸出品たるの地位を占むることとなつた。尤も依然上等の毛織物は英國等より千萬圓も輸入して居た。

羊毛及毛織物類輸出入額表

一 原 毛

毛

(單位千圓)

	輸入額	輸出額
明治二六年	四二五	一、六一三
三一年	三、四一八	二、五〇四
三六年	五、二一一	一〇〇、六七三
四一年	二〇〇、六四九	七二、五九〇
昭和二二年	一	一
昭和二四年	一	一
昭和二五年	一	一

二 ト ツ プ

輸入額

輸出額

三 毛 織 絲

輸出額

	輸入額	輸出額
明治二二年	一、三九三	一
二三年	四、三四六	一
二四年	一〇、七七七	一
二五年	一、一四三	一
二六年	一五〇	一
二七年	一	一
二八年	一	一
二九年	一	一
昭和二二年	一	一
昭和二四年	一	一
昭和二五年	一	一

四 毛織物の内モスリソ

第四款 絹織物業

日本の絹織物業は古來から大いに發達して居り、それがため安政條約當時の從價五分といふ低い關稅にも拘はらず外國よりは支那より綿子及佛國より絹綿綿子の少額輸入あつたのみであつた。陸奥條約に於ては佛獨と絹綿子及絹綿子に對し從價一割の協定を爲したのみで、其の他絹織物に對しては從價四割の高き國定稅率を課したので輸入は殆ど無きに至つた。小村條約改正に於ては一切の絹織物に對する輸入稅の協定を廢止した。之に反し日本の特產品たる羽二重の輸出を保護する爲に之れを英、獨、佛、伊諸國との間の協定稅目中の最も主要なるものとした。當時日本から條約改正關係國たる歐米に輸出されたものは主として生絲、眞田、銅等の原料品であり、輸出製造品の中關稅協定の必要あるものは絹織物、陶磁器、漆器、アンチモニー製品等が主なものであつた。併し羽二重以外の絹織物、陶磁器等は日本以外の第三國より多量に輸入され、又特に日本産の特色とも言ふべき点を摑むことが出來ないので、最惠國條款の關係上關稅輕減の利益を受くることは到底相手國に於て同意しないところであつた。それ故日本としては日本本の特產品である羽二重のみに關稅協定をなすの外なかつた。尤も何れの國でも羽二重は原料として從價一割にも充たない低關稅を課して居たから、小村條約改正に於て何れの國との協定でも現行稅率を据置いたのに過ぎなかつた。從て小村關稅協定の結果羽二重の輸出が増進するに至つたとは言ひ得ぬが、之に高稅を課することは防止し得たのである。對手國に於て羽二重に對し高率を課するときは直ちに其の代用品が其の國に於て製產せらるゝことになり、羽二重の輸出が止るは歐洲大戰後米獨等は羽二重に對し高稅を課した後、羽二重の輸出は非常に減少し、又は殆ど絶滅するに至りたるに徵し明かである。

之に反し日本の生絲は其の生産高に於て世界獨歩的地位にあるから、何れの外國も之に無税輸入を許すを例とし

た。本邦に於ては生絲が日本の農村保護上重大なる關係があるから、支那絲等との競争を恐れ、明治三十二年には從價一割五分を課し、明治三十九年より從價三割の高税を課することとした。尤も繭は明治三十二年より之を無税としてあるので支那から輸入がある。野蠶絲は主として満洲より輸入され、又輸出原料として必要なりとの理由により明治四十三年關稅改正以來無税とした。

人造絹絲に對しては大正十五年に至り非常に高率なる關稅を課すこととなつた。毎百斤八十七圓九十錢(從價三割)のものを百二十五圓に引上げた。之が爲日本の人絹業は大正十五年以來大いに發達して天然絹を壓迫するやうな状況になつた。又外國への日本の天然絹織物の輸出は次第に減少したが、人絹織物の輸出は益々盛になつた。夫れ故其後は生絲及び天絹織物の保護は外國よりの輸入品に對抗する爲めではなく、國內的競争品に對する保護を主とするに至つた。之に對しては二つの措置が講ぜられた。その一つは昭和十二年七月成立の絲價維持法で、これにより最高最低の價格を定めて最高價格に達した場合には、政府の保護の下にある絲價安定組合で生絲を賣り出し、最低價格に達した場合は買上げることによつて價格を調節することになつた。その二是昭和十二年三月三十日に公布された絲價安定施設法で、之は政府に於て生絲の買入又は賣渡しを行ひ生絲相場の濫高下を防ぐものである。又同年四月五日絹織物標示規則を制定し、人絹織物が天然絹織物として賣却せらるべきことを防止することとした。

繡、生絲、絹織物類輸出入額表

（單位千圓）

明治三十三年六月一日 輸入額四百五十六三二一五四五

昭和十四年四月一九六八年五月八、七五七、一、一九六八年五月三、九五四、一九年五月八、六四九、二七九、六六三、一、七一九

明治二十六年輸入額
五百九十七三八十一

第二章 小村條約改正の本邦産業及貿易に及ぼしたる影響

第五款 鐵 鋼 業

鐵鋼業は一國産業中最も重要なものである。本邦に於ても既に明治二十四年第二帝國議會に政府の提出せられたる豫算案中に製鐵所設立に關する經費計上せられたるも、衆議院に於て之を削除した。次いで明治二十五年五月開催の第三帝國議會に貴族院より建議ありたる結果製鐵事業調査會設立せられ、同年十一月開催の第三帝國議會に調査報告があつた。右に依れば毎年政府は二百七十五萬圓を支出して製鐵所を設立し、差し當り年產五萬噸の銑鐵を得、之を原料として軍器、レール等を製造し、漸次擴張して十萬噸に增加すべき案であつたが、實現を見るに至らなかつた。明治二十七年五月第六帝國議會に於て再び貴族院は同様の建議案を可決したるも、政府に於ては官民營孰れにより之れを設立すべきかに付意見の一一致を見るに至らなかつた。然るに其後間もなく日清戰爭勃發し、戰爭後益々製鐵所設立の必要を痛感せられた。其の結果明治二十八年政府に於ては自ら進んで製鐵事業調査會を設け、委員十二人を任命した。其の調査報告に基き農商務省所管の下に官營製鐵所を設立することに決し、之に必要な豫算を明治二十九年第九帝國議會に提出した。右豫算案は議會の協賛を得たるを以て明治三十年六月より福岡縣八幡に官營製鐵所を開所するに至つた。

一國鐵鋼業を興す爲めには鐵鑛石と石炭とが併せ存在することが必要であるところ、日本に於ける石炭の產額は相當量に達するも製鐵用に適するものは不充分である。加之鑛石は釜石、室蘭(砂鐵)、山陰地方(砂鐵)等少量に產するに過ぎない。依て止むを得ず筑豊炭坑地の附近である前記八幡に製鐵所を設立し、鐵鑛は支那の大冶から輸入する計畫を建て、明治三十四年に操業を開始するに至つた。然るに當時は一般鐵材に對し英國との間に從價一割基準の低率なる關稅協定があつた爲め關稅の引上げにより之れが保護を行ふことを得なかつた。從て官營製鐵所は收支償は

ず、毎年多額の缺損を重ねた。明治三十九年の關稅改正に於ては僅かに陸奥協定稅率から漏れてゐたT型鐵(建築材料)、ワイヤー・ロッド及鐵釘の三品に對し從價三割基準の保護關稅を設け此の三品のみが製鐵所に於て有利に製造出来るやうになつたに過ぎなかつた。

小村條約改正前の狀態は以上の如くであつた爲め、小村條約改正に於ては農商務省側より缺損續きの官營製鐵所を自立せしめる目的を以て、鐵類に對して多大の關稅引上げを行ふべしとの意見を提出した。併し夫れを實行すると鐵材を原料とする一般鐵製品、機械類に對しても高關稅を課さねばならぬことになる。然るに一般鐵製品機械類等の關稅引上げは本邦の重要な工業たる紡績業、製紙業、製糖業等を阻害することとなるので之れを避けねばならない。それで政府に於ては結局製鐵所の自立は暫く思ひ止り、鐵類に對しても關稅引上げは出來得る丈け少なくする方針を採用了。之が爲め銑鐵に對しては農商務省側の提案、從價一割五分案を棄て明治三十九年關稅法所定の每百斤○圓一〇(從價五分)を据置くことゝしインゴットは協定從價五分を從價七分五厘に、條竿及鐵板は協定從價一割を一割五分に、電鍍板は同上從價一割を一割基準に引上げることゝし、更に日本に於て生産の見込みの少いブラツク・シート(0.7m. m. 以下の薄板)及び葉鐵及葉鋼(ティン・プレート)に對しては協定稅率同様七分五厘及一割基準より算出したる從量稅每百斤○圓四〇又は○圓九〇を課することゝし、明治二十九年の國定關稅に比し殆ど半減以下とした。然るに小村條約改正の際英國との協定により更に鐵類の國定稅率を引下げ、日本に於て關稅保護の意向を有してゐなかつた銑鐵は舊協定の如く每百斤八錢三厘に据置き、ブラツク・シート、及葉鐵葉鋼に對しては舊協定稅率每百斤○圓二九六及○圓六九一を夫々○圓三〇〇又は○圓七〇〇に引上げるに止めた。尤も保護を必要とした電鍍板に對しては舊協定每百斤○圓八五三を一圓二〇(從價一割二分)に引上げ、其の他條竿板等に對しては一切協定を拒絶し從價一割五分基準の國定稅率を維持することゝした。

斯く小村關稅改正の結果本邦製鐵業の基礎は一應確立し、大正二年の生産額は銑鐵二十四萬噸、鋼材二十六萬噸の數字を示すやうになつた。歐洲大戰が勃發するに及び海外諸國の鐵鋼輸出禁止によつて鐵價は暴騰し、官營福岡八幡製鐵所は始めて收支相償ふやうになり、同時に民間製鐵業も起り、大正八年には銑鐵六十九萬噸、鋼材九十萬噸の產出を見るに至つた。

然るに戦争に依る好況は戦争終結と共に止み諸外國よりの輸入品は本邦產品と激烈に競争するやうになり、民間製鐵業は續々倒壊するに至つた。此處に於て本邦製鐵業に對する保護が痛感されるに至つたのであるが、小村條約による協定稅率は之が障害となるし、又鐵の關稅を引上ぐれば、國內の他の一般生産業に及ぼす影響大なるものがあつた。そこで止むを得ず大正十年の關稅改正に於ては明治四十三年の關稅率が從量稅である爲め戰後の鐵價に比し甚しく低率となり居るを匡正する爲め銑鐵以外に對しては從價稅に改め間接に關稅引上げの目的を達することとした。即ち不可鍛性鐵合金に對しては從價一割、「シート・バー」及「インゴット」に對しては從價一割二分、其の他鐵材に對し協定なきものに對しては一率從價一割五分を課することとした。併し大戰後獨、佛、白、ルクサンブルグ等大陸諸國の通貨が暴落した結果、是等大陸諸國よりの輸入鐵類の價格は非常に安くなつたが爲め上記從價一割五分程度の保護關稅にては到底之れに對抗することが出來なくなり、殆ど民間製鐵業は事業を休止或は縮少するの止むなきに至つた。依て鐵材に對しては明治三十九年關稅通り從價三割を課し銑鐵には協定稅率があるため之れを据置いて、其の代りに從價一割に相當する生産獎勵金を附與する案が製鐵調査會に於て可決された。併し右協定稅品たる銑鐵に對し獎勵金を付與し事實協定稅率を無視することは條約違反なりとの意見が外務省方面より出たので採用せられず、結局民間製鐵業に對しては所得稅等國稅の免除、製鐵機械の輸入稅の免除等種々の間接的獎勵方法を執ることとなつた。

日英協定率は斯くの如く日本の製鐵業にとつては障害となるので、外務當局は之が廢棄を決意し、之に必要なる矣

國と交渉は大體大正十一年中に結了したが、前記本邦に於ける製鐵業保護の可否に關する政府の意見決定せぬ爲め、之が實行は大正十五年三月十日迄延期せられた。始めて日英關稅協定の束縛を除去された大正十五年の關稅改正に於ても、政府は鐵材の關稅引上げに甚だしく遠慮勝ちであつた。銑鐵に對しては依然毎百斤○圓一〇に國定稅率を維持すると共に銑鋼一貫作業を條件として、日本で製せられる銑鐵に對し每噸三圓乃至六圓の獎勵金を附與し、「シート・バー」は毎百斤○圓五〇（從價一〇%）、「インゴット」は從價一割五分、條竿は毎百斤一圓一〇（從價一八%）、「ワイヤ・ロット」は從價一割八分、厚板は毎百斤一圓一〇及一圓九〇（從價一割八分）に引上ぐるに止め、只ブラック・シートに對しては當時川崎造船所等に於て製造されるやうになつたので毎百斤○圓四〇（協定○圓三〇）より一圓九五（從價一割五分）に引上げ（之が爲め昭和の初年には二千七百萬圓に及んだ輸入は早くも昭和五年には四百万圓に激減した。）之を原料とする電鍍板の稅率も毎百斤二圓〇〇（協定一圓二〇）より二圓八五に引上げた。葉鐵葉鋼に對しても福岡製鐵所に於て製造を始めたので、同所に於ては稅率引上げを希望したが、水產業者側に於て日本製葉は製罐用として粗惡なりとし、之れに稅率を引上ぐることは外國向輸出の一般水產物が打撃を蒙るとの理由により日英協定の廢止に拘らず稅率の引上げを爲さざる爲め國定稅率從價一割五分を毎百斤○圓七〇（稅價七八%）に引下げた。

昭和年代に入り鐵の價格は更に下落し、歐洲大陸諸國中ダンピングを爲すものが多くなつたので日本に於ても之に對應するためダンピング貨物に對し割増關稅を課すべき規定を定率法第五條の二として設けた。併しその運用に困難を感じたので、昭和七年六月十五日法律第三號を以て遂に銑鐵の關稅を毎百斤十錢から三十六錢（噸六圓）、即ち從價一割五分に引上げた。他面製鐵業の合理化を圖り今日の半官半民の日本製鐵會社が設立された。滿洲事變以後日本に於ても圓貨下落し、始めて日本產品が外國品に對抗し得るやうになつた。併しそが爲め印度產の銑鐵輸入が困難とな

り、之れが日通商交渉上の障害となつた。又右銑鐵に對し割五分關稅を課することは滿洲產銑鐵にも少からぬ影響を及ぼしたので關東廳に於て對日輸出品に付特別獎勵金を下付することとなつた。

斯くて昭和八年に於ける日本の銑鐵生産額は百五十八萬五千噸、印度からの輸入四十六萬噸、滿洲からの輸入十七萬二千噸、其の他諸國からの輸入量一萬五千噸に達した。即ち外國よりの輸入總額は六十四萬七千噸にして、日本の全體の需要量が二百二十三萬噸である。之に對しインゴットの生産量は三百二十萬噸、輸入量が十萬八千噸、全體の需要量は三百三十萬噸である。銑鐵よりも鋼鐵の生産量の多い主原因は、多くの屑鐵を外國から輸入し之により鋼を製造する業者が増加せる爲めである。小村關稅改正に於ては屑鐵に對しては銑鐵に準じ毎百斤〇圓一八（從價五分）を課したが、其後大正五年の好況時代に之を無稅とした。而も前記昭和七年關稅改正に於ては銑鐵の關稅を引上げるに拘らず屑鐵は其の儘無稅に据置いた。其の結果外國より低廉なる屑鐵を輸入し製鐵する業者は益々增加し、本邦製鐵業は益々跛行的發達を遂ぐることとなつた。寧ろ一日も早く日滿間特惠關稅を設定し、滿洲產銑鐵の輸入を無稅とすべきであつた。又日本製鐵業の健全なる發達の爲めには昭和七年の關稅改正に於ては米國等より輸入の屑鐵に對しては小村關稅改正同様銑鐵同様の待遇を爲すべきであつた。要するに日英協定の廢止により葉鐵鋼以外板及銑鐵の輸入は殆ど止んだが、屑鐵、インゴット、鐵條等の輸入は依然多く、日本の製鐵業は滿洲を加算するも未だ自給の域に達し得なかつた。左に關係諸統計表を示さん。

鐵礦石及鐵類輸出入額表

年	次	一 鐵 磷 石	輸 入 五 千 噸	輸 入 三 千 頤
明 治	三	大	一八七	一、三三三
正 和	一	二	二七四	一、五八五
昭 一	四	三	一、九〇七	一九、三三四
大 二	一	四	三、七〇六	四〇、〇四三
明 三	一	五	二三	一、三八一
治 四	一	六	六二	一、二五七
正 五	一	七	七四	三、四三六
和 六	一	八	九四	一〇、三九〇
昭 七	一	九	二六〇	二八、四三五
大 八	一	一〇	六五〇	四二、〇六五
明 九	一	一一	九五〇	一、四六八
治 一〇	一	一二	一〇・九	一、四六七
正 一一	一	一三	一〇・五	一、四六六
和 一二	一	一四	一三	一、四六五
昭 一五	一	一六	一四六	一、四六三
大 一六	一	一七	一四六	一、四六二
明 一八	一	一九	一四六	一、四六一
治 一九	一	二一	一四六	一、四六〇
正 二〇	一	二二	一四六	一、四五九
和 二一	一	二三	一四六	一、四五八
昭 二二	一	二四	一四六	一、四五七
大 二三	一	二五	一四六	一、四五六
明 二四	一	二六	一四六	一、四五五
治 二五	一	二七	一四六	一、四五四
正 二六	一	二八	一四六	一、四五三
和 二七	一	二九	一四六	一、四五二
昭 二八	一	三〇	一四六	一、四五一
大 二九	一	三一	一四六	一、四五〇
明 三〇	一	三二	一四六	一、四四九
治 三一	一	三三	一四六	一、四四八
正 三二	一	三四	一四六	一、四四七
和 三三	一	三五	一四六	一、四四六
昭 三四	一	三六	一四六	一、四四五
大 三五	一	三七	一四六	一、四四四
明 三六	一	三八	一四六	一、四四三
治 三七	一	三九	一四六	一、四四二
正 三八	一	三〇	一四六	一、四四一
和 三九	一	三一	一四六	一、四四〇
昭 三一〇	一	三二	一四六	一、四三九
大 三一	一	三三	一四六	一、四三八
明 三一	一	三四	一四六	一、四三七
治 三一	一	三五	一四六	一、四三六
正 三一	一	三六	一四六	一、四三五
和 三一	一	三七	一四六	一、四三四
昭 三一	一	三八	一四六	一、四三三
大 三一	一	三九	一四六	一、四三二
明 三一	一	三一〇	一四六	一、四三一
治 三一	一	三一	一四六	一、四三〇
正 三一	一	三一	一四六	一、四二九
和 三一	一	三一	一四六	一、四二八
昭 三一	一	三一	一四六	一、四二七
大 三一	一	三一	一四六	一、四二六
明 三一	一	三一	一四六	一、四二五
治 三一	一	三一	一四六	一、四二四
正 三一	一	三一	一四六	一、四二三
和 三一	一	三一	一四六	一、四二二
昭 三一	一	三一	一四六	一、四二一
大 三一	一	三一	一四六	一、四二〇
明 三一	一	三一	一四六	一、四一九
治 三一	一	三一	一四六	一、四一八
正 三一	一	三一	一四六	一、四一七
和 三一	一	三一	一四六	一、四一六
昭 三一	一	三一	一四六	一、四一五
大 三一	一	三一	一四六	一、四一四
明 三一	一	三一	一四六	一、四一三
治 三一	一	三一	一四六	一、四一二
正 三一	一	三一	一四六	一、四一一
和 三一	一	三一	一四六	一、四一〇
昭 三一	一	三一	一四六	一、四〇九
大 三一	一	三一	一四六	一、四〇八
明 三一	一	三一	一四六	一、四〇七
治 三一	一	三一	一四六	一、四〇六
正 三一	一	三一	一四六	一、四〇五
和 三一	一	三一	一四六	一、四〇四
昭 三一	一	三一	一四六	一、四〇三
大 三一	一	三一	一四六	一、四〇二
明 三一	一	三一	一四六	一、四〇一
治 三一	一	三一	一四六	一、四〇〇
正 三一	一	三一	一四六	一、三九九
和 三一	一	三一	一四六	一、三九八
昭 三一	一	三一	一四六	一、三九七
大 三一	一	三一	一四六	一、三九六
明 三一	一	三一	一四六	一、三九五
治 三一	一	三一	一四六	一、三九四
正 三一	一	三一	一四六	一、三九三
和 三一	一	三一	一四六	一、三九二
昭 三一	一	三一	一四六	一、三九一
大 三一	一	三一	一四六	一、三九〇
明 三一	一	三一	一四六	一、三八九
治 三一	一	三一	一四六	一、三八八
正 三一	一	三一	一四六	一、三八七
和 三一	一	三一	一四六	一、三八六
昭 三一	一	三一	一四六	一、三八五
大 三一	一	三一	一四六	一、三八四
明 三一	一	三一	一四六	一、三八三
治 三一	一	三一	一四六	一、三八二
正 三一	一	三一	一四六	一、三八一
和 三一	一	三一	一四六	一、三八〇
昭 三一	一	三一	一四六	一、三七九
大 三一	一	三一	一四六	一、三七八
明 三一	一	三一	一四六	一、三七七
治 三一	一	三一	一四六	一、三七六
正 三一	一	三一	一四六	一、三七五
和 三一	一	三一	一四六	一、三七四
昭 三一	一	三一	一四六	一、三七三
大 三一	一	三一	一四六	一、三七二
明 三一	一	三一	一四六	一、三七一
治 三一	一	三一	一四六	一、三七〇
正 三一	一	三一	一四六	一、三六九
和 三一	一	三一	一四六	一、三六八
昭 三一	一	三一	一四六	一、三六七
大 三一	一	三一	一四六	一、三六六
明 三一	一	三一	一四六	一、三六五
治 三一	一	三一	一四六	一、三六四
正 三一	一	三一	一四六	一、三六三
和 三一	一	三一	一四六	一、三六二
昭 三一	一	三一	一四六	一、三六一
大 三一	一	三一	一四六	一、三六〇
明 三一	一	三一	一四六	一、三五九
治 三一	一	三一	一四六	一、三五八
正 三一	一	三一	一四六	一、三五七
和 三一	一	三一	一四六	一、三五六
昭 三一	一	三一	一四六	一、三五五
大 三一	一	三一	一四六	一、三五四
明 三一	一	三一	一四六	一、三五三
治 三一	一	三一	一四六	一、三五二
正 三一	一	三一	一四六	一、三五一
和 三一	一	三一	一四六	一、三五〇
昭 三一	一	三一	一四六	一、三四九
大 三一	一	三一	一四六	一、三四八
明 三一	一	三一	一四六	一、三四七
治 三一	一	三一	一四六	一、三四六
正 三一	一	三一	一四六	一、三四五
和 三一	一	三一	一四六	一、三四四
昭 三一	一	三一	一四六	一、三四三
大 三一	一	三一	一四六	一、三四二
明 三一	一	三一	一四六	一、三四一
治 三一	一	三一	一四六	一、三四〇
正 三一	一	三一	一四六	一、三三九
和 三一	一	三一	一四六	一、三三八
昭 三一	一	三一	一四六	一、三三七
大 三一	一	三一	一四六	一、三三六
明 三一	一	三一	一四六	一、三三五
治 三一	一	三一	一四六	一、三三四
正 三一	一	三一	一四六	一、三三三
和 三一	一	三一	一四六	一、三三二
昭 三一	一	三一	一四六	一、三三一
大 三一	一	三一	一四六	一、三三〇
明 三一	一	三一	一四六	一、三二九
治 三一	一	三一	一四六	一、三二八
正 三一	一	三一	一四六	一、三二七
和 三一	一	三一	一四六	一、三二六
昭 三一	一	三一	一四六	一、三二五
大 三一	一	三一	一四六	一、三二四
明 三一	一	三一	一四六	一、三二三
治 三一	一	三一	一四六	一、三二二
正 三一	一	三一	一四六	一、三二一
和 三一	一	三一	一四六	一、三二〇
昭 三一	一	三一	一四六	一、三一九
大 三一	一	三一	一四六	一、三一八
明 三一	一	三一	一四六	一、三一七
治 三一	一	三一	一四六	一、三一六
正 三一	一	三一	一四六	一、三一五
和 三一	一	三一	一四六	一、三一四
昭 三一	一	三一	一四六	一、三一三
大 三一	一	三一	一四六	一、三一二
明 三一	一	三一	一四六	一、三一一
治 三一	一	三一	一四六	一、三一〇
正 三一	一	三一	一四六	一、三〇九
和 三一	一	三一	一四六	一、三〇八
昭 三一	一	三一	一四六	一、三〇七
大 三一	一	三一	一四六	一、三〇六
明 三一	一	三一	一四六	一、三〇五
治 三一	一	三一	一四六	一、三〇四
正 三一	一	三一	一四六	一、三〇三
和 三一	一	三一	一四六	一、三〇二
昭 三一	一	三一	一四六	一、三〇一
大 三一	一	三一	一四六	一、三〇〇
明 三一	一	三一	一四六	一、二九九
治 三一	一	三一	一四六	一、二九八
正 三一	一	三一	一四六	一、二九七
和 三一	一	三一	一四六	一、二九六
昭 三一	一	三一	一四六	一、二九五
大 三一	一	三一	一四六	一、二九四
明 三一	一	三一	一四六	一、二九三
治 三一	一	三一	一四六	一、二九二
正 三一	一	三一	一四六	一、二九一
和 三一	一	三一	一四六	一、二九〇
昭 三一	一	三一	一四六	一、二八九
大 三一	一	三一	一四六	一、二八八
明 三一	一	三一	一四六	一、二八七
治 三一	一	三一	一四六	一、二八六
正 三一	一	三一	一四六	一、二八五
和 三一	一	三一	一四六	一、二八四
昭 三一	一	三一	一四六	一、二八三
大 三一	一	三一	一四六	一、二八二
明 三一	一	三一	一四六	一、二八一
治 三一	一	三一	一四六	一、二八〇
正 三一	一	三一	一四六	一、二七九
和 三一	一	三一	一四六	一、二七八
昭 三一	一	三一	一四六	一、二七七
大 三一	一	三一	一四六	一、二七六
明 三一	一	三一	一四六	一、二七五
治 三一	一	三一	一四六	一、二七四
正 三一	一	三一	一四六	一、二七三
和 三一	一	三一	一四六	一、二七二
昭 三一	一	三一	一四六	一、二七一
大 三一	一	三一	一四六	一、二七〇
明 三一	一	三一	一四六	一、二六九
治 三一	一	三一	一四六	一、二六八
正 三一	一	三一	一四六	一、二六七
和 三一	一	三一	一四六	一、二六六
昭 三一	一	三一	一四六	一、二六五
大 三一	一	三一	一四六	一、二六四
明 三一	一	三一	一四六	一、二六三
治 三一	一	三一	一四六	一、二六二
正 三一	一	三一	一四六	一、二六一
和 三一	一	三一	一四六	一、二六〇
昭 三一	一	三一	一四六	一、二五九
大 三一	一	三一	一四六	一、二五八
明 三一	一	三一	一四六	一、二五七
治 三一	一	三一	一四六	一、二五六
正 三一	一	三一	一四六	一、二五五
和 三一	一	三一	一四六	一、二五四
昭 三一	一	三一	一四六	一、二五三
大 三一	一	三一	一四六	一、二五二
明 三一	一	三一	一四六	一、二五一
治 三一	一	三一	一四六	一

明治三六年	九七三
四一年	一六
大正二年	二六
昭和四年	八〇
一一一年	五〇
十 鐵 鋼 類	
明治二六年	千頓
三一年	(二、九、二六)
三六年	(一、九、一三)
四一年	(一、一、八三)
大正二年	(一、一、七七八)
昭和四年	(一、五、六八三)
一一一年	(一、五、五六七)
農 林 業	
明治二六年	千頓
三一年	(三八二)
三六年	(三八〇)
四一年	(三一、六九五)
大正二年	(三一、八二〇)
昭和四年	(一、五、六八七)
一一一年	(一、五、五六七)
輸 入	
明治二六年	千頓
三一年	(一、一、八二〇)
三六年	(一、一、六六九)
四一年	(一、一、五九、七二二)
大正二年	(一、一、五九、七二二)
昭和四年	(一、一、九二、〇四〇)
一一一年	(一、一、九二、〇四〇)
輸 出	
明治二六年	千頓
三一年	(一、一、九、二六)
三六年	(一、一、九、二六)
四一年	(一、一、九、二六)
大正二年	(一、一、九、二六)
昭和四年	(一、一、九、二六)
一一一年	(一、一、九、二六)

備考 括弧内は屑鐵を除外せる計數とす。

明治四十三年の關稅改正に於て政府は米及穀に對し舊稅率每百斤六十四錢を据置くことを欲したが、議會に於ては毎百斤一圓、從價約二割三分基準に引上げたことは既に述べた通りである。又小麥に對しては每百斤五十七錢を七十錢、即ち從價二割基準に引上げ之に準じ小麥粉に對しても每百斤一圓四十五錢を一圓八十五錢即ち從價三割四分に引上げ製粉業を保護した。

北海道產大豆に對しては政府原案に於ても特に保護の必要から毎百斤四十三錢(從價一割五分)を每百斤七十錢(從價二割)に引上げた。尤も斯くの如く各種農產物の關稅を引上げることに對しては商工立國の立場から之に反対を唱へるものが多く寧ろ農產物に對しては關稅を低減し、之に依り一般生産費を低くし製造業を獎勵すべしとの議論があつた。かかる反対を緩和するため米及穀に對しては、特に關稅定率法の中に一ヶ條を設け、凶作の場合には毎百斤四十錢まで勅令を以て引下げ得ることとしたのである。小村條約改正に於ては米その他の農產物に對しては絶對に關稅協定に依つて關稅を引下げずとの根本方針を採用したが此の方針の爲め米の重要輸入先である佛領印度支那が日佛條約に加入せざることとなり、又其後印度及暹羅との條約交渉にも困難を來すこととなつた。尤も歐洲大戰後は商工立國の議論が次第に弱まつて食糧品に對する自給自足論が強く起り、大正十四年には米價調節の爲め米穀法が制定せられ、昭和三年には之を強化し、國內の需給狀況如何によりては外國への米の輸出入を禁止制限するを得といふ規定が挿入された。昭和七年には法律第四號に依り三割五分の從量附加稅が設けられ關稅は每百斤一圓三十五錢となつた。斯くの如く米に對しては對外的制限政策を探ると同時に、內に於ては内地の外朝鮮臺灣に於ても盛に產米を獎勵した。之が爲に朝鮮臺灣の如き内地よりも勞働條件の低い所に於て米が多量に產することとなり、其の結果内地の農村は脅威を受けることとなつた。又小麥、大豆、粟等に對し内地同様の關稅を朝鮮に適用することは、滿洲國より朝鮮への輸入を妨ぐることとなり、こゝに日滿鮮間に農產物の輸出入に關して相剋關係が生れることとなつた。

紅茶に付ては小村關稅改正に於て毎百斤二十圓のものを二十二圓六十錢（從價四割五分）に引上げ、マカロニー、バター、コンデンス・ミルク、葡萄酒等の關稅も同様引上げた。その中マカロニー、バター、葡萄酒に付ては佛又は伊との關稅協定に依つて、之を幾分引下げたことは既述の如くである。コンデンス・ミルク及びバターは、北海道に於て紅茶は臺灣に於て此の高關稅の引上げに依り大いに發達するやうになつた。其の後大正十三年七月制定の賛澤關稅法により上記紅茶以下の飲食物に對して從價十割を課すこととなつた。尤も右の中伊國との協定ある「マカロニー」等には行はれず、又佛國との協定ある「バター、葡萄酒」等に對しては條約所定「スライディング・スケトル」により從價三割三分三厘乃至從價五割を課せらるゝに過ぎなかつた。珈琲は「ブラジル」關係を考量し十割關稅を課せず、從價四割五分に止めた。

木材については山林政策上、之に對し高關稅を課すべきや否やに關し大いに議論が行はれた。關稅を低くすれば山林業は發達し難くなるが、と言つて高くすれば國內の木材が騰貴し、從つて濫伐をやることになり山林保護上面白からぬこととなる。結局木材の關稅は低い方が良いといふことで、小村條約改正に於ては桐、紫檀、黒檀の如き贊澤品に對しては從價一割五分乃至三割を課したが、一般木材に對しては從價一割、建築材たるチーク、オークに對しては從價五分、所謂米材と稱せられるペイン、ファー、シグーに對しては無稅とした。更に大正十二年の關東大震災の後には、建築用材は全部大正十三年三月三十日まで輸入稅を免除した。大正十三年には從來の方針を多少修正して、木材に對しては從來無稅のものを從價六分に相當する關稅を設けた。其後大正十五年の改正によつて木材に對する關稅は頗る綿密のものとなつた。即ち日本に生産し得ざるチーク、經木用材、パルプ用丸太、マツチ軸木は無稅とし、其の他に對しては低率を課することとなつた。尙パルプ用丸太を無稅にしたのはパルプ用として北海道、樺太等の木材が濫伐せらるゝを防がんが爲めであつた。

次に重要農產物の輸出入狀況を示す。

備考 單位千圓とし茶輸出額の内括弧内は紅茶を示す。

	一 米 及 穀	明治三一年	明治四一年	大正二年	昭和四年	昭和二一年
輸 入 額		五、九二〇	五四〇	四、三九三	一〇九四	
輸 入 額	二 小 麥	四八、二二〇	一一、六八九	四八、四七二	二三、七八二	
輸 入 額	三 小 麥 粉	一四四	一一、五一〇	一	四、三七三	
輸 入 額	四 豆	一八八	一	一	一	
輸 入 額	五 茶	二、〇三三	一一、八二九	一、一六四	三	
輸 入 額	六 珈 琲	一四六	六、一二一	二、一九〇	一四、六一	
輸 入 額	七 一〇一	七、一〇一	一一、五七四	一〇、三九三	七八、七四五	
輸 入 額	八 (一五三)	八、二一五	一一、一五三	一〇、〇七五	一一、一八	
輸 入 額	九 (一五七)	(三五三)	(一六〇)	(一六二)	(不列)	
輸 入 額	一〇 (一五七)	(三六)	(六四)	(五七)	七、二七	
輸 入 額	一一 (一五七)	(一五)	(四二)	(六六七)	(六六七)	
輸 入 額	一一 (一六〇)	(一六〇)	(一六〇)	一、一六〇	一、一六〇	

輸入額	四九	三九	八一	一、九二六	三一、五五三
輸出額	一三三	一五五	一一三	三八七	一三一
輸入額	八一	一	一	一	四一〇
輸出額	一	一	一	一	一一一
輸入額	八八・コンデンス・ミルク	一	一	一	一
輸出額	三六〇	二、四〇一	一、八五七	三、九九五	五三九
輸入額	九一・葡萄酒	四五三	四九三	二、四七一	一、〇三三
輸出額	九九七	八、八八二	一〇、〇四三	二一、二三八	一、九九八
輸入額	三三四	一、三八四	二、六一八	八八、八三九	五五、五四八
輸出額	一	一	一	一	一
輸入額	十木	五五、五	四五三	二、四七一	一、〇三三
輸出額	一	一	一	一	一
輸入額	九	一	一	一	一
輸出額	一	一	一	一	一

第七款 化學工業

小村關稅改正に於て特に國產保護を目的とした化學工業製品は硝子、製紙、ペイントの三品であつた。之れに反し石炭酸、染料（藍を除く）等の必需品又は工業原料品に對しては寧ろ收入關稅の意味で從價一割基準の從量稅が設けられた。前者の中硝子板に付ては陸奥條約廢棄の結果低率なる協定（從價八分）がなくなつたから之れを從價二割五分に引上げた。是が爲爾後旭硝子會社の事業は有利となつた。洋紙類に對しても全部一割の協定があつたが小村關稅改正の際は之を保護するの方針を採つた。依て新聞紙以外の印刷用紙に對しては毎百斤一圓一六三より二圓（從價一割八分）に引上げたが、各新聞社の運動により新聞用紙に付ては陸奥協定稅率每百斤一圓を其の儘國定稅率として据置いた。又其の後獨逸との間の協定により包裝用紙、マッチ用紙に限り國定稅率一圓七十五錢（從價二割）を一圓五十錢に輕減した。パルプに對しては國產が十分でないので從價五分基準の低稅を課した。大正三年對獨開戰により右獨逸と協定稅率は失效し又大正十五年以後數次の改正に於ては新聞用紙以外に對しては次第に關稅を引上げて保護につとめ、毎百斤二圓二十錢とし、其の他紙類も之に準じて引上げられた。紙類は文化的製品なりとの理由で其の保護の程度は少なかつたが、外國產との競爭上王子製紙會社を中心として獨占的カルテルを形成するやうになつた。

小村關稅改正の際造船獎勵の見地からペイントに對して高關稅を課すことには反対であつた。それ故船底塗料等の特殊ペイントは安い協定稅率を國定稅率として据置くこととした。其の他のペイントに對しては從來の從價一割を從價三割に引上げたが、英國との協定により從價二割基準に引下げられた。

次に天然藍を保護する目的で天然及人造藍共從價二割基準の從量稅を課すことゝし、アニリン其の他の染料に對しては從價一割五分基準の從量稅を定めた。尤も内アニリン染料に對しては獨逸との協定の結果每百斤七圓が五圓六十錢（從價一割二分）に引下げた。其後關稅保護を受けたに拘らず内地產の天然藍は人造藍の爲めに全く絶滅した。人造染料に對しては日本政府は輸出產業との關係上充分の關稅保護が出來ないので大正五年二月大日本染料株式會社を創立せしめ之れに對し積極的に獎勵金を與へ、其の他種々の保護手段を講じて國內に之れを起さうと計つた。即ち政府の配當保證の下に大日本染料會社が設立せられ更に進んで戰後獨逸が「ダンピング」を始めたのに對抗する爲め大正十三年六月染料輸入制限令を發布し、専ら獨逸染料の輸入を禁止制限した。然るに右染料輸入制限禁止令は昭和二年日獨新條約交渉の際の障害となつた。そこで商工省は獨逸の染料トラストとの間に内約を結び大部分の染料の輸

入を許すと同時に、特に日本の染料保護上必要なものは其の輸入を禁止又は制限することとした。

次に是等關係諸物品の輸出入状況を示す。(単位千圓)

一 硝子製品

	明治四一年	大正二一年	昭和四年	昭和一一年	昭和一四年
輸入額	一一〇九二	三、四〇七	九、三七四	三、八四五	一二九
輸出額	一、三四九	一〇、〇六八	五〇、一七三	二五、六二七	二七、〇五五
輸入額	一、八一五	四、六一〇	一三、四八五	二二、九四九	七、六五九
二 パルプ(製紙用のもの)					
輸入額	一一五五〇	三、五四五	三、六五九	一〇、一六四	八
輸出額	二一七	四九九	一三、〇七四	八、一七四	二三、七八八
輸入額	三、八二九	四、八七三	一三、一一四	一一、一六七	五五三
輸出額	二、六八一	二、五九七	一四、一六九	一九、三七一	五四、一九八
四 其他の紙類					
輸入額	六一三	四四五	八〇四	一一、四四四	九一
輸出額	一	七一	六七一	一一、四〇四	三、五〇七
輸入額	七、四一八	六、一三四	八、九四〇	一一、七〇九	三、一一五
輸出額	一	一	一	一	一
六 人造染料(人造藍を含む)					
輸入額	五、一三九	一、六五三	不 明	六〇四	九一
輸出額	一	一	一	一	一
七 人造藍					
輸入額	三七〇	五、九八九	一八、五三一	一一、四〇四	三、五〇七
輸出額	一	一	一	一	一

第八款 時計、樂器、機械及造船業

小村條約改正の際政府に於ては是等物品の中、精工社の懷中時計、濱松の山葉の樂器、名古屋車輛及び芝浦製作所の鐵道車輛等に對し關稅保護をなすことゝし、是等の物品は爾後大に發達した。即ち懷中時計は陸奥條約時代國定稅品として收入關稅の名の下に高率(金製三割、銀製二割五分)を課してゐたのであるが、明治三十九年の關稅改正には之を五割及四割に引上げた。小村改正に於ても其の方針を踏襲すると共に從價を從量稅に改め、本邦に於て製產の可能ある中級品以下の關稅を特に高くしてその保護を強化した。オルガン、ヴァイオリン等の樂器は陸奥條約時代にも從價四割の高稅を課せられてゐた。これに依り濱松に簡單な樂器のみは出來るようになつた。しかしピアノ、オルガン等の高級品は依然輸入されてゐた。小村條約改正に於ては從價稅から從量稅に變更し保護に努めた爲め、下等品は日本で發達し、上等品のみ輸入されることゝなつた。又部分品には從價二割の低率を課し、内國製產を助くることゝした。鐵道機關車站に客車及其の部分品は、陸奥條約に於ては從價五分の低率なる協定があつた。汽罐のみは協定から洩れて居たから、之に從價一割五分乃至二割の國定稅率を課した。夫れ故陸奥條約時代日本に於て先づ汽罐の製造が發達するやうになつた。小村關稅改正に於ては更に之を從價二割五分に引上げ、部分品は從價一割五分とした。

小村關稅改正に於て各種の機械類は鐵材料との關係上（銑鐵從價五分、鐵の條半板從價一割五分）從價二割を課することを原則とした。併し右原則を一切の機械に適用すると日本の輸出工業に不利を與へんことを恐れ、紡績、織布、染色、製紙、製糖、金屬、木工機械等は從價一割五分とした。之等の機械は外國から輸入するつもりであつたが、世界大戰後其中紡績機及織布機の製造は豊田紡績機械等にて充分の發達を見るに至り進んで外國へ輸出せられる迄となつた。

自轉車は小村條約改正以前高率の關稅を課したにも拘らずその輸入は毎年増加した。然るに歐洲大戰後漸次國產盛んとなり輸入は全滅した。

自動車は小村關稅に於ては稅番五百六十三番に於て從價五割とし、同五百六十四番に於て部分品について、從價三割を規定した。併し佛蘭西との協定稅率の結果其の適用稅率は國定稅率の七〇%即ち從價三割五分部分品は國定稅率の八三・三%即ち二割五分となつた。小村條約改正後長く此の稅率は据置かれた。右様部分品に對しては特に低稅を設けたる爲め昭和年代に至り Ford, General Motors 等の組立工場が日本に出來た。更に昭和十二年八月十日の關稅法定率法改正に依つて國產自動車の保護に乗り出し關稅を七割方引上げた。事實日佛協定前の國定稅率從價五割を受くることゝなる様關稅を七〇%方引上げ從價七割とし部分品は色々の分類に分ち異りたる從量稅を課することとした。

陸奥條約時代に於ては船舶に對して從價一割の國定稅率を定めてゐた。然るに小村關稅改正に於ても低關稅を課するの趣旨により、船齡十年以下の汽船は每噸十五圓、其の他の汽船は每噸十圓、汽船以外の船舶は從價一割五分と定めた。其代りに造船獎勵法を以て造船材料となる鐵材及び一切の船用具に對し無稅輸入を許可し、且一噸に付て十五圓程度の造船獎勵金を與ふることゝした。歐洲大戰後船舶の需要が非常に増加し、其の結果造船業も大いに活潑となり、有利に經營されるに至つたから造船獎勵金は廢止されることゝなつた。然るに大正十一年の華盛頓會議の結果軍

等上記物品の輸出入狀況の推移は次の如し。（單位千圓）

	明治三十一年	明治四十二年	大正二年	昭和四年	昭和二十一年	昭和二十四年
置時計類	輸出 一五五	輸出 四一〇	輸出 九九三	輸出 一一〇五四	輸出 三、五〇〇	輸出 一、七四四
懷中時計部分品	輸入 一〇六	輸入 一一三一	輸入 二九四	輸入 一〇四	輸入 六一七	輸入 一六九
懷中時計	輸出 一	輸出 一	輸出 一	輸出 一	輸出 一	輸出 一
鐵道客車機關車及部分品	輸入 一、九六〇	輸入 六〇八	輸入 八四四	輸入 八九一	輸入 八〇五	輸入 一〇三
樂器	輸入 一	輸入 四一二	輸入 二七八	輸入 五、四八〇	輸入 二、九三七	輸入 四五九
機械及部分品	輸入 七三	輸入 一〇三	輸入 六一〇	輸入 九四〇	輸入 一一四〇	輸入 五一
紡績機械及織布機械及部分品	輸入 一、四三一	輸入 二、四三三	輸入 二、〇七五	輸入 一、四三一	輸入 一〇八	輸入 二、九五〇
紡績機械及織布	輸入 九一	輸入 一一一七九	輸入 一一四七五	輸入 一、三、六一六	輸入 六六、九六八	輸入 一八四、七三八
機械及部分品	輸入 一	輸入 二七〇	輸入 一、四三一	輸入 一、三、六〇三	輸入 三六五、七六一	輸入 九一、九四四
金屬及木工機械	輸入 三、三三九	輸入 八、七四九	輸入 五、九二〇	輸入 一、五、一一四	輸入 二、三六九	輸入 二四九、八九六
輸入	一	一	一	四〇一	四、九〇七	一五、五三三
輸入	四三三	三、四六九	三、二七九	五、六、一四	一八、八三四	不明

第三章 歐洲大戰中に於ける對外通商交渉

(明治四十四年より大正九年に至る時代)

第一節 概說

第一款 本邦貿易情勢

第一 戰争による貿易の増減

此の時期に於て本邦は主として小村條約改正方針に基き通商自由主義の下に貿易政策を律したるが、歐洲大戰の好影響を受けて稀有の膨脹を見るに至つた。即ち左に累年輸出入額を示せば次の如くである。

年次	輸出額	輸入額	差額	物貿
明治四年	一〇五七	一七一七	一七	正
大正二年	一九一九	一二一七	五七	貨
元年	一九一九	一二一七	五七	
四年	一一一九	一二一七	五七	
五年	一一一九	一二一七	五七	
六年	一一一九	一二一七	五七	
七年	一一一九	一二一七	五七	
八年	一一一九	一二一七	五七	
九年	一一一九	一二一七	五七	
十年	一一一九	一二一七	五七	
五年	九七九七	六六六六	三三	
六年	九七九七	六六六六	三三	
七年	九七九七	六六六六	三三	
八年	九七九七	六六六六	三三	
九年	九七九七	六六六六	三三	
十年	九七九七	六六六六	三三	
五年	七三九三	六一九六一九	五三	
六年	七三九三	六一九六一九	五三	
七年	七三九三	六一九六一九	五三	
八年	七三九三	六一九六一九	五三	
九年	七三九三	六一九六一九	五三	
十年	七三九三	六一九六一九	五三	
五年	五六三三	四四七四四七	四五八	
六年	五六三三	四四七四四七	四五八	
七年	五六三三	四四七四四七	四五八	
八年	五六三三	四四七四四七	四五八	
九年	五六三三	四四七四四七	四五八	
十年	五六三三	四四七四四七	四五八	
五年	五九一	五三七五三七	四五八	
六年	五九一	五三七五三七	四五八	
七年	五九一	五三七五三七	四五八	
八年	五九一	五三七五三七	四五八	
九年	五九一	五三七五三七	四五八	
十年	五九一	五三七五三七	四五八	